解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

島根県松江市西川津町二五四七番地
財団法人梅園報恩会
代表清算人　仙田　一吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月三日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

山口県美祢市大嶺町東分三二六番地一
美祢市土地開発公社
代表清算人　林　繁美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十一日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

福岡市西区大字元岡一〇一二番地一
福岡市元岡土地区画整理組合
清算人代表　濵地　信之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

福岡市中央区舞鶴二丁目五番一号
財団法人福岡市健康づくり財団
代表清算人　西平　博利

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

岩手県盛岡市松尾町一七番一〇号
財団法人岩手県傷痍軍人会
代表清算人　松本　吉男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年二月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

千葉県佐倉市上座六〇一番二
佐倉市井野南土地区画整理組合
清算人代表　藤代　成司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月一日の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都千代田区平河町二丁目五番五号
社団法人日本国民年金協会
代表清算人　河野　暁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都文京区大塚五丁目四〇番八号
豊山教育財団
代表清算人　坂井　智宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号蚕糸会館内
社団法人日本生糸問屋協会
代表清算人　樋口　泰三
代表清算人　都木　五郎
代表清算人　松村　滋

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

富山市八尾町宮腰一五八〇番地
財団法人本法寺国宝護持会
代表清算人　高橋　俊二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

山梨県甲府市丸の内三丁目三三番七号教育会館内
財団法人山梨県高等学校教育振興会
清算人　跡部　和

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

山梨県北杜市須玉町比志六四三八番地
財団法人みずがき山ふるさと振興財団
代表清算人　坂本　等

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

滋賀県草津市矢橋町字帰帆二一〇八番地
財団法人滋賀県下水道公社
代表清算人　中村傳一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の臨時会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館五階
社団法人明美会
清算人　長部　謙吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の社員総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号
ＡＴＣビルＩＴＭ棟一一階西
社団法人御堂筋アメニティ・ソサエティ
清算人　濵谷英一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十七日責任役員全員の同意を得、真宗興正派宗教法人の代表役員の承認及び香川県知事の認証を受けて、平成二十五年三月十八日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十二日

香川県高松市亀田南町三八八番地　蘭香寺
清算人　横井　武巳